令和3年3月1日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

(令和3年2月25日付託分)

附属資料

		ページ
1	神奈川県立相模湖漕艇場条例 新旧対照表	1
2	神奈川県立山岳スポーツセンター条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

1 神奈川県立相模湖漕艇場条例(昭和38年神奈川県条例第40号) 新旧対照表

改 正										現	行			
別表(第14条関係)								表(第	14条関係	(:)				
X	•	,	分	単	41/	利用料金 の上限額		区			分	単	4)/	利用料金 の上限額
艇 庫	(略)						艇	庫	(略)					
	全部を利用	月する場合	<u> </u>	1	時 間	300円								
大会議室	3分の2を	を利用する	る場合	回		200円	(新設)						
	3分の1を	を利用する	る場合	回		100円								
小	会 議	室	А	回		100円	(新設)						
小	会 議	室	В	回		100円	(新設)						
トレ	ーニン	グル	<u>ー ム</u>	1人	1 時間	100円	(新設)	-					
(略)							(略)						
備考	(略)						備	考 (略)					

2 神奈川県立山岳スポーツセンター条例(平成9年神奈川県条例第12号) 新旧対照表

改 第1条~第9条 (略)

(開場時間)

第10条 センターの開場時間は、午前9時から午 |第10条 センターの開場時間は、午前9時から午 後5時までとする。ただし、宿泊室(宿泊を伴 う利用に限る。) にあっては午後3時から翌日 の午前10時まで、研修・トレーニング室(宿泊 室の宿泊を伴う利用に併せて利用する場合に限 る。) にあっては午前9時から午後9時までと する。

正

(略)

第11条 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(利用料金の納付)

第12条 第11条第1項の承認を受けた者は、別表に|第15条 第11条第1項の承認を受けた者は、別表第 掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」 という。)を指定管理者に納付しなければならな

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内におい て、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 · 4 (略)

第13条~第16条

(削除)

行

(略)

第1条~第9条 (開場時間)

後5時までとする。ただし、宿泊室(宿泊を伴 う利用に限る。) にあっては午後3時から翌日 の午前10時まで、スピードウォール、研修・ト レーニング室及びリードウォール(宿泊室の宿 泊を伴う利用に併せてこれらの施設を利用する 場合に限る。) にあっては知事が別に定める時 間とする。

(略)

第11条 (略)

(使用料の徴収)

第12条 別表第1に掲げる施設等の利用について は、同表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

(使用料の減免)

- 第13条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を 減免することができる。
 - (1) 県又は市町村がスポーツ行事を行うために 利用するとき。
 - (2) 公共的団体が青少年を対象とするスポーツ 行事を行うために利用するとき。
 - (3) その他知事が必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第14条 既に納付された使用料は、還付しない。た だし、知事が災害その他施設等の利用の承認を受 けた者の責めに帰することができない理由によ り施設等を利用することができないと認めたと きは、この限りでない。

(利用料金の納付)

- 2に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用 料金」という。)を指定管理者に納付しなければ ならない。
- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内にお いて、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 • 4 (略)

第16条~第19条

別表第1(第12条関係)

۰										
	区		分				単		位	使用料の額
	7 6. 10 1. 1.	1	般	利	用	1	人	1	時間	200円
	V [- L] 1 - N	専	用	利	用	1	面	1	時間	2,000円

別表(第12多	条関係)_				別	リ表第2	(第1	5条関係)			
区	分	単	位	利用料金の 上限額		区		分	単	位	利用料金の 上限額
(略)						(略)					
	一般利用	1人1	時間	<u>200円</u>		リードウォー		一般利用	1 人	<u>午</u> 前 午後	<u>470円</u> 630円
リードウォール	専用利用	1 面 1	時間	2,000円	1		<u>ル</u> ー 具	 享用利用	1 面	午前	4,710円
	<u>41 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \</u>	тшт	₩.1 IH1	2,000 1			<u>1 \ </u>	1 面	午後	<u>6,290円</u>	
スピードウォール	<u>一般利用1人1時間</u> <u>20</u>	200円		(新設)							
X L Y J /V	専用利用	1面1	時間	2,000円		(利以)					
備考 (略))				1	備考 (略)				